

日進市国民保護計画の修正（案）要旨

I. 趣旨

日進市国民保護計画（以下「市計画」）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定により、県の国民の保護に関する計画に基づき作成される計画である。

平成27年10月に愛知県国民保護計画が変更されたことなどを踏まえ、市計画の所要の変更を行うもの。

II. 主な修正事項

1. 警報等の伝達手段として Em-Net、J-ALERT を追加することに伴い、「第2編 第1章 第3 通信の確保、第4 情報収集・提供等の体制整備、第3編 第4章 第1 警報の伝達等」に必要な修正を行う。
2. 避難住民の誘導について、航空攻撃の場合とNBC攻撃の場合を追加することに伴い、「第3編 第4章 第2 避難住民の誘導等」に必要な修正を行う。
3. 武力攻撃災害への対処について、武力攻撃原子力災害を追加することに伴い、「第3編 第7章 第4」に必要な修正を行う。

III. その他の修正事項

1. 用語等の修正
 - 国等における事務の移管等に伴う用語等の修正
 - ・厚生労働省告示→内閣府告示
 - ・厚生労働大臣→内閣総理大臣 等
 - 愛知県国民保護計画との照合による用語修正
 - ・要援護者、災害時要援護者を避難行動要支援者、要配慮者等への修正

2. 統計数値等の修正

- 「第1編 第4章 日進市の地理的、社会的特徴」を修正
- 「第3編 第2章 市対策本部の設置等」における市対策本部組織図を修正

II. 主な修正事項

1. 警報等の伝達手段として Em-Net、J-ALERT を追加。

【主な内容】

第2編 第1章 第3 「通信の確保」

現行	修正案
<p>(2) <u>非常通信体制の確保〔基本指針〕</u></p> <p>本市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p>	<p>(2) <u>高度情報通信ネットワーク等による通信の確保</u></p> <p>本市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p><u>非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理を行う。</u></p> <p><u>また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を的確に活用する。</u></p>

第2編 第1章 第4 「情報収集・提供等の体制整備」

現行	修正案
<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) <u>防災行政無線の整備</u></p> <p>本市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の<u>整備</u>を図る。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) <u>防災行政無線の整備</u></p> <p>本市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる<u>同報系防災行政無線の有効な運用</u>を図る。</p> <p><u>また、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を的確に活用</u></p>

	<p>するほか、<u>掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して伝達等を行う。</u></p>
--	--

第3編 第4章 第1 「警報の伝達等」

現行	修正案
<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在本市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>広報車等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在本市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）により送信された警報を防災同報サイレンシステム等によりサイレンを吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p>

2. 避難住民の誘導について、航空攻撃の場合とNBC攻撃の場合を追加。

【主な内容】

第3編 第4章 第2 「避難住民の誘導等」

現行	修正案
<p>(追加)</p>	<p><u>航空攻撃の場合</u></p> <p>① <u>航空攻撃においては、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられることから警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</u></p> <p><u>（実際に航空攻撃に係る警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等地下施設に避</u></p>

<p>(追加)</p>	<p>難することとなる。)</p> <p>② <u>攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内退避を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難させることが必要になる。</u></p> <p><u>NBC攻撃の場合</u></p> <p><u>NBC攻撃の場合の避難においては、次のことに留意して避難の指示を行うことが必要となる。</u></p> <p>① <u>避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講じること。</u></p> <p>② <u>風下方向を避けて避難を行うこと。</u></p> <p>③ <u>国の対策本部長から示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえること。</u></p>
-------------	---

3. 武力攻撃災害への対処について、武力攻撃原子力災害を追加。

【主な内容】

第3編 第7章 第4 「武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等」

現行	修正案
<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	<p>第4 <u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</u></p> <p><u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</u></p>

<p>1 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>本市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(1) 応急措置の実施</u> (略)</p>	<p>1 <u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</u></p> <p>本市は、<u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>(1) 武力攻撃原子力災害への対処</u></p> <p><u>近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は原則として、市地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) NBC攻撃による災害への対処</u> (略)</p>
--	--